

平成31年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成31年3月22日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者 辻教育長，藤井委員，小葉松委員，須田委員，青田委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 沢田学校教育部長，池田生涯学習部次長，佐賀井教育政策推進室長，
阿部管理課長，町谷施設課長，大野スポーツ振興課長，
小笠原学校教育課長，堤学校再編・地域連携課長

6 傍聴者 0人

7 付議事項

- 日程第1 報告事項 教職員の懲戒処分内申の結果について
- 日程第2 議案第1号 学校職員の人事に関し，議決を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めること
について
- 日程第4 議案第3号 函館市亀田青少年会館条例施行規則の廃止に関し，議決を求める
ことについて
- 日程第5 議案第4号 函館市亀田交流プラザ条例施行規則の制定について，議決を求め
ることについて
- 議案第5号 函館市亀田交流プラザ駐車場管理規則の制定について，議決を求め
ることについて
- 日程第6 議案第6号 函館フットボールパーク条例施行規則の一部改正に関し，議決を
求めることについて
- 日程第7 議案第7号 函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し，議決
を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 函館市立磨光小学校・函館市立臼尻小学校・函館市立大船
小学校の統合方針の決定に関し，議決を求めることについ
て
- 日程第9 議案第9号 函館市立東小学校・函館市立石崎小学校の統合方針の決定
に関し，議決を求めることについて

■辻教育長

○ 開会宣言 午後1時30分

- 議事録署名人に、藤井委員，小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち，日程第1，報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」および日程第2，議案第1号「学校職員の人事に関し，議決を求めることについて」を「秘密会」としたいが，いかがか。
- 異議がないので，秘密会とさせていただく。
- それでは，日程第1，報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」報告を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

■辻教育長

- これで報告事項を終了する。
- 次に，日程第2，議案第1号，「学校職員の人事に関し，議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき，会議録省略)

■辻教育長

- 議案第1号については，原案のとおり決定する。
- 次に，日程第3，議案第2号，「函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部次長

- 議案第2号「函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」説明する。このたびの規則の改正は，函館市亀田公民館の廃止に伴い規定を整備しようとするものである。新旧対照表をお開き願いたい。改正内容であるが，函館市亀田公民館に係る規定を削るものである。なお，この規則の施行期日は，平成32年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第2号について，何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第3号、「函館市亀田青少年会館条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部次長

- 議案第3号「函館市亀田青少年会館条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの規則の廃止は、函館市亀田青少年会館条例の廃止に伴うものである。なお、この規則の施行期日は、平成32年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第3号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第4号、「函館市亀田交流プラザ条例施行規則の制定について、議決を求めることについて」および議案第5号「函館市亀田交流プラザ駐車場管理規則の制定について、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部次長

- 議案第4号および議案第5号について、順次、説明する。まず、議案第4号「函館市亀田交流プラザ条例施行規則の制定に関し、議決を求めること」についてであるが、本件は、2月5日開催の教育委員会定例会で制定依頼の議決をいただき、先の市議会定例会で議決された函館市亀田交流プラザ条例に関わり、必要な事項を定めるため、施行規則を制定しようとするものである。規則の概要について、第1条は、制定の「趣旨」に関する規定である。第2条は、「開館時間および休館日」に関する規定である。第1項は、ふれあいホールを除く亀田交流プラザに設置する各施設の開館時間であり、午前9時から午後10時までとしている。第2項は、1階のふれあいホールの開館時間である。亀田交流プラザ

の駐車場は、亀田支所の来庁者駐車場も兼ねていることから、支所来庁者が駐車場を使用した場合、施設のレイアウト上、支所までの通路の一部として亀田交流プラザ内のふれあいホールを利用することとなる。次の議案で説明する亀田交流プラザの駐車場の供用時間については、支所の開庁時間の30分前の午前8時15分から、亀田交流プラザの閉館時間の30分後の午後10時30分までとしているため、ふれあいホールの開館時間を駐車場の供用時間とあわせ、午前8時15分から午後10時30分としている。第3項は、亀田交流プラザの休館日であり、年末年始にあたる1月1日から1月3日、および12月29日から12月31日までとしている。第3条は、「使用許可の申請」に関わる規定であり、使用にあたる手続きや申込期間などを規定している。第4条から第7条は、使用の許可や変更許可の申請、使用の中止時の届出の続きなどについて規定している。第8条から第10条は、施設の使用料にかかる後納、減免や還付に関する規定である。第11条から第17条は、特別設備等の申請や、使用者の遵守事項のほか、損傷した場合の届出などについて規定している。第18条は、「指定管理者に管理を行わせる場合の読替え」についての規定となっており、使用申請の受理、許可や各種届出の受付などを指定管理者に行わせるための規定となっている。第19条は、規則に定めるもののほか、必要な事項については教育長が定めることを規定している。続いて、6ページをお開き願いたい。附則であるが、この規則の施行期日は平成32年4月1日とするものである。7ページ以降は、各条項に規定する申請書等の様式となっている。

- 続いて、議案第5号「函館市亀田交流プラザ駐車場管理規則の制定に関し、議決を求めること」について説明する。本件については、函館市亀田交流プラザ条例に関わり、施設の駐車場の管理に関し、必要な事項を定めるため、施行規則を制定しようとするものである。規則の概要について、第1条は、制定の「趣旨」に関する規定である。第2条は、「駐車場に駐車できる自動車の範囲」に関する規定であり、駐車場に駐車できる自動車の規格を規定している。第3条は、「供用時間および休場日」に関する規定であり、供用時間については、先ほど説明したとおり午前8時15分から午後10時30分までとしており、休場日については、亀田交流プラザと同じく1月1日から1月3日まで、および12月29日から12月31日までとしている。2ページをお開き願いたい。第4条から3ページの第13条までは、駐車券の交付や使用料の納付などの手続きのほか、施設の使用にあたっての遵守事項などを規定している。第14条は、「指定管理者に管理を行わせる場合の読替え」についての規定となっている。第15条については、規則に定めるもののほか、必要な事項については教育長が定めることを規定している。最後に、附則であるが、この規則の施行期日は、平成32年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第6号、「函館フットボールパーク条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部次長

- 議案第6号「函館フットボールパーク条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの規則の改正は、函館フットボールパーク条例の一部改正に伴い規定を整備し、および第1クラブハウスの供用期間を変更しようとするものである。新旧対照表をお開き願いたい。改正内容であるが、クレーサッカーグラウンドに係る規定を削り、また、第1クラブハウスの供用期間について、第1クラブハウスは、天然芝サッカーグラウンド、クレーサッカーグラウンドおよびテニスコートを管理するためのものであるが、クレーサッカーグラウンドの廃止に伴い、天然芝サッカーグラウンドおよびテニスコートの供用期間にあわせ5月1日から11月30日までに改めるものである。なお、この規則の施行期日は、平成31年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第6号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第7号、「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部次長

- 議案第7号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求める

ことについて」説明する。このたびの規則の改正は、函館市学校設置条例の一部改正および開放校の追加に伴い、規定を整備するものである。新旧対照表をお開き願いたい。改正内容であるが、開放校の一覧となっている別表から学校再編により閉校となる高盛小学校、千代ヶ岱小学校、亀尾小学校を削り、本年4月に大森浜小学校が開校することに伴い金堀小学校を大森浜小学校に改めるものである。また、併せて開放校として、巴中学校を加えるものである。なお、この規則の施行期日は、平成31年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、議案第8号、「函館市立磨光小学校・函館市立臼尻小学校・函館市立大船小学校の統合方針の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る

■学校教育部長

- 議案第8号「函館市立磨光小学校・函館市立臼尻小学校・函館市立大船小学校の統合方針の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。議案に添付している資料をご覧いただきたい。磨光小学校・臼尻小学校・大船小学校の統合については、本年1月31日に函館市教育振興審議会より、さらなる児童数の減少が予測される中で、学校全体あるいは学級ごとの児童数が少なくなった場合における教育的な課題を踏まえると、3校の統合は必要であるとの答申を受けたところである。また、先月、3校において、保護者・地域住民を対象とした説明会を開催し、答申内容や統合方針の考え方について説明をした。そうしたことから、答申の内容と説明会で出された意見などを踏まえ、総合的に勘案し、記載のとおり3校の統合方針を決定していただきたいというものである。函館市教育振興審議会答申に基づく統合方針の案は、磨光小学校、臼尻小学校、大船小学校の3校を1校にする、統合校の位置は磨光小学校とし校舎は現磨光小学校を使用する、統合後の通学区域は、現在の磨光小学校、臼尻小学校および大船小学校を合わせた通学区域とする、実施時期は、平成34年(2022年)4月1日とする、ものである。統合方針決定後、3校の保護者や教職員、学校運営協議会委員で構成される統合準備委員会を設置し、平成34年

(2022年)4月の開校に向けて準備を進めていく。2ページは、統合後の通学区域の範囲である。3校の現在の通学区域をそれぞれ色別で表しており、青色が磨光小学校の通学区域、ピンク色が臼尻小学校の通学区域、緑色が大船小学校の通学区域となっており、太線で囲っている区域が、統合後の通学区域となる。3ページ以降は、函館市教育振興審議会答申・資料である。

■辻教育長

- 先だって中学校が統合する地域であり、かねてより中学校を統合する前に小学校も統合して欲しいという地域の声に応えながら進めているところである。何度か説明会を開いていると思うが、その場にいた方から説明会の様子など何かあるか。特別、反対する声などは無かったと聞いているが。

■学校再編・地域連携課長

- 地域や保護者の方々から統合に関わっての反対の意見はあがっていなかった。平成35年度に尾札部中学校と臼尻中学校の統合が決まっていることから、先ほど教育長から話があったように、その前年度に小学校が統合することによって、その前であれば一度一緒になった子ども達がまた別れなければいけない、それは子ども達にとっては辛いということで前年度の平成34年度の統合が望ましいということで、地域や保護者の方々からは意見をいただいていたところである。保護者の方々からは、スクールバス等について気になっているところや、校名や校歌はどうなるのかといった意見が出ていたところである。教育委員会からは統合準備委員会が立ち上がった段階で、またいろいろとご意見をいただきながら進めていくとのことと話をしているところである。

■小葉松委員

- 物理的なことであるが、統合校は磨光小学校とするということはもう決まっているのか。

■学校再編・地域連携課長

- 統合校を磨光小学校とするということは決まっており、保護者説明会の時にも磨光小学校を統合校として、磨光小学校の校舎を使用するというご説明の上でご理解をいただいているところである。

■小葉松委員

- 中学校は新たに作るのか。

■学校教育部長

- そのとおりである。

■小葉松委員

- その場所はどこか。

■学校教育部長

- 現在の2校の中学校の中間地点である。

■小葉松委員

- 土地はどうするのか。

■学校再編・地域連携課長

- 現在の南茅部の運動広場に建設予定である。

■辻教育長

- 磨光小学校の校舎は増築等しなくてもそのまま使えるということによいか。

■学校再編・地域連携課長

- そのとおりである。

■小葉松委員

- 小学校も中学校もスクールバスが必要になると思うが、その場合は時間的な問題もあると思うが、小学生と中学生を一緒に乗せるのか。

■学校再編・地域連携課長

- 現在、磨光小学校の子ども達がスクールバスを利用しているが、一部の尾札部中学校の子ども達も一緒に乗車している。統合後は、磨光小学校の子ども達がそのまま25名、それから臼尻小学校で36名、大船小学校で18名の子ども達がスクールバスを利用するというので推計を立てている。そこに尾札部中学校の子ども達が乗るとなったときに、もしかしたら1台のバスでは運行しきれなくなってしまうかもしれない可能性もある。この部分は子ども達の住所や学年、ルート等を確認しながら、どのような形で運行すれば子ども達が時間内に学校に行くことができるのかということを細かく検討する必要があると考えている。

■辻教育長

- 議案第8号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第9、議案第9号、「函館市立東小学校・函館市立石崎小学校の統合方針の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る

■学校教育部長

- 議案第9号「函館市立東小学校・函館市立石崎小学校の統合方針の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。議案に添付している資料をご覧いただきたい。東小学校・石崎小学校の統合については、本年1月31日に函館市教育振興審議会より、さらなる児童数の減少が予測される中で、学校全体あるいは学級ごとの児童数が少なくなった場合における教育的な課題を踏まえると、東小学校・石崎小学校の統合は必要であるとの答申を受けたところである。また、先月、両校において、保護者・地域住民を対象とした説明会を開催し、答申内容や統合方針の考え方について説明をした。そうしたことから、答申の内容と説明会で出された意見などを踏まえ、総合的に勘案し、記載のとおり東小学校・石崎小学校の統合方針を決定していただきたいというものである。函館市教育振興審議会答申に基づく統合方針の案は、東小学校・石崎小学校の2校を1校にする、統合校の位置は東小学校とし校舎は現東小学校を使用する、統合後の通学区域は、現在の東小学校と石崎小学校を合わせた通学区域とする、実施時期は、平成34年（2022年）4月1日とする、ものである。統合方針決定後、両校の保護者や教職員、学校運営協議会委員で構成される統合準備委員会を設置し、平成34年（2022年）4月の開校に向けて準備を進めていく。2ページは、統合後の通学区域の範囲である。2校の現在の通学区域をそれぞれ色別で表しており、緑色が東小学校の通学区域、黄色が石崎小学校の通学区域とな

っており、太線で囲っている区域が、統合後の通学区域となる。3ページ以降は、函館市教育振興審議会答申・資料である。

■辻教育長

- 議案第9号について、何かあるか。

■須田委員

- いずれはまた統合となりそうな話である。

■辻教育長

- 確かに小規模の学校同士の統合である。

■青田委員

- 石崎小学校の東側となると戸井か。

■学校再編・地域連携課長

- 戸井西小学校である。

■辻教育長

- こちらについては、保護者説明会の雰囲気はどうだったのか。

■学校再編・地域連携課長

- 統合の年度について少し意見が出ていた。案としては平成34年度の統合ということでお示しさせていただいたが、特に低学年の保護者からは、特に1年生は2名しかいないということで1名休むと先生と1対1になってしまうと、教育活動として充実していない部分があるということで、できるだけ早い統合を望む意見もあったところである。その反面、平成34年度の統合として欲しいという意見もあったところである。あとは、スクールバスについてどのような形で運行されるのかといったことや、統合までの間で子ども達がどのように交流して良い形で統合を迎えることができるのかといった部分で心配の声も

いくつかあがっていた。

■辻教育長

- 保護者とすれば、自分の子ども学年によって意見が異なってしまうのは仕方がないことである。おおむね統合については、ご理解をいただけたということでもいいのか。

■学校再編・地域連携課長

- そのとおりである。

■藤井委員

- 統合後の給食はどのようになるのか。

■管理課長

- 石崎小学校の調理室は廃止しなければならない予定である。保健給食課において現在検討しているところであるが、戸井地区の分は榎法華で、それ以外の旧市内の分については湯川小学校か旭岡小学校で対応しなければならないのではないかとこのことで検討している。

■辻教育長

- 議案第9号については、原案のとおり決定する。

■終了宣言

- 午後2時

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 土田 和宏